

## 議案第37号

清水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和2年4月27日提出

清水町長 阿部 一 男

## 清水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

清水町国民健康保険税条例（昭和38年清水町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項ただし書中「16万円」を「17万円」に改める。

第15条第1項中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同項第2号中「28万円」を「28万5千円」に改め、同項第3号中「51万円」を「52万円」に改める。

附則第4項及び第5項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の清水町国民健康保険税条例の規定は、令和2年4月1日から適用する。ただし、附則第4項及び第5項の改正規定は、土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。

#### （適用区分）

- 2 この条例による改正後の清水町国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。